平成２１年（フ）第２４６号
長崎県佐世保市柚木町1376番地１　柚木第２－１棟201号
債務者　仁木　信幸
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月23日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第２４７号
長崎県佐世保市柚木町1376番地１　柚木第２－１棟201号
債務者　仁木あや子
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月23日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第１０４号
岡山県勝田郡勝央町美野83番地
債務者　板坂　美花
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月12日午後１時10分
岡山地方裁判所津山支部

平成２１年（フ）第１０８号
岡山県津山市林田1909番地
債務者　横部　郁子（旧姓藤井）
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月12日午後１時10分
岡山地方裁判所津山支部

平成２１年（フ）第１１８号
岡山県津山市津山口160番地
債務者　平田　忠雄
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月12日午後１時10分
岡山地方裁判所津山支部

平成２１年（フ）第３９５号
青森市筒井２丁目24番10号　シティハイムマミーナⅢＢ―202
債務者　小枝　利栄
1　決定年月日時　平成21年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月12日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４０３号
青森県上北郡野辺地町字中小中野37番地２　たかば荘２号
債務者　横川　俊雄
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月12日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４０７号
青森市大字駒込字桐ノ沢178番地29
債務者　横内　文雄
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月12日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４０８号
青森市大字駒込字桐ノ沢178番地29
債務者　横内ゆきゑ
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月12日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１５３１２号
東京都台東区柳橋１丁目１―10―802
債務者　小西　悦子
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５３１３号
東京都豊島区上池袋１丁目９―17―301
債務者　中嶋　義好
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５４４号
静岡市清水区天王西６番５号　サンハイツ天王Ｂ101
債務者　山梨　一美
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月４日午前10時10分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成１９年（フ）第３２０号
山口県山口市黒川2079番地　ハイツなかま103
破産者　岡田　吉行
1　決定年月日　平成21年８月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第１１４６号
熊本市小峯３丁目３番17号201
破産者　小田　理枝
1　決定年月日　平成21年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２０年（フ）第１５８号
鹿児島県大島郡徳之島町母間3396番地ハ
破産者　川上　　力
1　決定年月日　平成21年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所名瀬支部